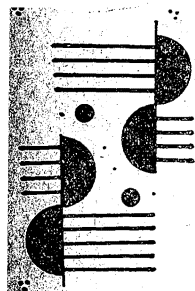


文部時報

第1170号

昭和49年11月

現代社会における日本人と文化……………	安達 健二	2
▷座談会◁		
これからの国民生活と文化行政……………		10
(出席者) 上坂 冬子・足立原茂徳・遠山 一行 山田智三郎・(司会) 内山 正		
国土利用と文化財保護……………	下河辺 淳	28
アマチュアによる文化活動……………	加藤 衛	35
国民生活の変化と無形文化財の保護……………	本田 安次	41
地方芸術文化行政の現状と課題……………	鹿海 信也	48
<解説>		
東大寺金堂(大仏殿)の昭和大修理……………	伊藤 延男	55
国立国際美術館(仮称)の設立準備……………	塩津 有彦	61
<現地ルポ>		
市民と共に歩むオーケストラ……………	丹羽 正明	67
[文部省の窓]		
昭和50年度文部省予算概算要求のあらまし……………	大臣官房会計課	72
教職員任命権の行使……………	初等中等教育局地方課	76
[随想]		
昔の大学教授……………	河盛 好蔵	78
[国立青年の家紹介③]		
国立磐梯青年の家……………	斎藤慶三郎	82
[連載第27回]		
人物を中心とした文化郷土史 一新潟県……………	宮 栄二	86



国土利用と文化財保護

下河辺 淳

昭和二十五年の五月二十六日に国土総合開発法は公布されているが、その同じ月の三十日に文化財保護法が公布されているのは、単なる偶然にしても実に興味深いことである。当時は、戦後の荒廃した国土を保全し、食料増産、資源・エネルギー確保を図ることが急務だったわけで、国土を積極的、効率的に開発利用するためのいわば基本法として国土総合開発法が制定されたのであるが、同じ国会で、文化財というも

題は、経済成長や国土開発のあとを追いかけて来たというのが実情ではなかったかと思う。最近になって、そうした状態を続けていると遂には日本の国土や日本人の精神生活をも含めた生活環境といったものが、正しい方向には行かないのではないかということが、国民の常識の中に強く入って来て、これまでの開発行政に対する風当たりは非常に強くなって来た。

開発行政に携わる者からみると、これはむしろたたかれないのあることなのであって、却って開発行政が本来狙っている好ましい方向へ軌道修正する動機となるという見方ができるのではないかと感ずる。この辺で、経済社会の変化のスピードを少しゆっくりして、日本文化の特質、日本人の自然とのかかわり合いの特質といったものを開発行政全体の中に収めていくということが重要なのではないかと思う。そのためには同じ時期に誕生しながら、別々の歩みをしてきた二つの法体系に基づく二つの行政の関係を、出発点に立ち戻ってじっくり考えてみることも大切なのではなからうか。

のが我が国の歴史や文化の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとの認識のもとに、その保存を適切に行うための基本的な法律が議論され、文化財保護法として制定されたのである。前年の法隆寺金堂の火災が契機になったということはあるにしても、あの混乱の時代に、日本文化の将来に深く思いを致した先輩の見識は高く評価される。

しかし、その後の推移をみると、物質的な豊かさへの欲求を満足させることが絶えず先行し、文化財の保護、保存の間

二

日本人が村落に定住生活をし、人口が増加し始めたのは、弥生時代以来のことだそうである。これは、日本列島に稲作農業が始まり、縄文期までの狩猟採取生活に比べて格段に安定した食物供給が確保できるようになったことと大いに関係がある。推計によれば、紀元前後の我が国の人口総数は百万人前後であり、紀元七百年頃には五百万人程度になっていたようである。それが今日の一億一千万人になるまでの間、この日本列島に延べ何人ぐらいの人間が住みつき、そこで生き、死んでいったのだろうか。数値的に示すことはきわめて困難だが、確かに言えるのは、そのうちのほとんどの人々が、現にわれわれが生活の根拠地としている所とそう違わない所を日常生活圏としていたことである。昔から人々が生活していた範囲を逸脱し、とても人の住めそうな所へ人々が住むようになつてから、多くの災害は起こっている。

昔は、豪雨による災害というのは、平地を流れる河川の堤防決壊による洪水と相場が決まっていたが、長年行われた治水事業の成果によって、この種の災害は減少しつつある。こ

れに代わって新しく登場した災害は、都市の発展に応じ市街地が急激に丘陵地、急傾斜地に拡大し、それまで安定していた地形、地盤、植生等を変化させたため、豪雨によってひき起こされる山津波、がけ崩れ、中小河川の氾濫などによるものである。稀に平地の堤防決壊が起これば、昔は河川敷だった所へ住宅が建て混んでいるために家そのものが根こそぎ流失するという大惨事をひき起こす結果となる。

三、七〇〇万ヘクタールの日本の国土の中で、平地面積はわずか七〇〇万ヘクタールほどであり、高度の技術文明を誇る現代においてすら、人々が安心して生活の根拠地にし得る範囲はきわめて限られているということを、これらの災害は如実に示している。また、それは、われわれが今後も先人と同じ生活圏で生きていくより他に仕方がないということをも物語っている。

現時点の推計によると、人口が非常にふえると考えた場合には、日本人の人口が一億五千万を超えるところまで増加する可能性を持っている。日本人が、歴史的な長さでみたときに、今後この三、七〇〇万ヘクタールの国土の中で、果たしてどういう考え方、どういう生活を送っていくかということ

までの間に三分の一が失われ、ブロック塀になったり、ビルになったりしてしまったという。

こうした工業化や都市再開発の考え方は、日本人の物的生活水準が非常に低く、効率の悪かった段階では、それなりの合理性をもっていたと思うが、物的な生活水準がある程度向上した現在では、それに加えて、生活の内容そのものがさらに重要になってきているのではないかと思う。これには、教育や社会福祉の質の向上といった問題もあるが、それだけでなく、伝統とか文化といった側面にわたって、魅力ある生活の場の形成が必要になっているのである。この基本には、都市化が進む中で、都市と自然、あるいは都市と農村というものが極めて分離された状態になってしまったことへの反省がある。日常生活の中で、いわゆる近代都市的なものと自然的なもの、農村的なものを同時に享受できるような環境へのあこがれが、日本人の心に再びよみがえってきているのではないか。明治以来の近代化とりわけ戦後の経済成長先行の中でとかく忘れがちであった日本人の本来の生活様式に対する記憶が、ようやく日本人の心に戻りつつあるというように思う。

は、かなり大きな問題になってくるに違いない。そうした観点から、われわれの祖先が長期にわたってこの同じ国土で住んできた住み方について考えてみることは重要であり、文化財を保護し、これを後代に伝えることの一つの意味もそこにあるのではないかと思う。

三

戦後の経済成長期においては、工業化を進めることによって雇用が増大し、所得が増加するということで、地方自治体などが盛んに工業誘致を進め、国も、この方向を促進するところが日本の国土の均衡ある発展のためになると考え、これを奨励する立場をとった。また、昭和二十年代における戦災復興、昭和三十年代の高度経済成長期等を通じ、都市の中においても、旧市街地は、非効率、非近代的ということでも再開発され、由緒ある町並みは、たちまちのうちに「近代化」され、全国津々浦々アーケードつきの駅前通りが出現し、地方色豊かな町は、全国的に画一化されてしまった。昭和四十年代に入っても、都市再開発の動きは止まっていなかった。たとえば、金沢の武家屋敷の土塀は、昭和四十年から昭和四十八年

この傾向は、文化財保護の必要性をますます高めるものであるが、また一方では、過去の人々が創りあげた文化財や歴史的風土を全て残しておくことになること、この日本列島は、やがて墓地や遺跡に埋まってしまうであろうし、過去の遺産に囲まれて現在の人々が肩身を狭くして生活しなければならぬということにもなりかねない。歴史的風土を護りながら、どういう日常生活圏を創るかについては、何か独特の知恵なり保護の考え方を必要とするように思う。

四

文化財の保護に国がのり出したのは、明治三十年の「古社寺保存法」の制定に始まるといわれる。この法律では、昭和三年までに八四〇件の指定が行われたが、法律の名前の通り、歴史的な寺や神社に限られていた。その後を承けて昭和四年に「国宝保存法」ができたが、この法律によって保存の対象とされたものも、ほとんどが寺や神社の建築物であり、なかには城や廟や京都の二条陣屋のような住宅もあったが、これらは全く例外的なものだった。

これらの法律における「保護の考え方」は、明らかに「点」

の次元である。対象を建築物という個体としてとらえ、それを保護していこうとする考えである。しかし、これでは、例えば、借景の庭といった我が国文化の特質を代表するような文化的遺産を護ることはできない。我が国の文化は、古来、環境の中に人工的なものを巧みに調和させ、自然と人工の渾然一体の中に美を見いだしてきた点に大きな特色があり、この文化的特質を代表するのが借景方式の庭園や建築物である。古来のこうした自然と人間の渾然一体思想が、汚れたものはすべて水に流してしまえば浄化されるといった思想を生み、人間活動を自然環境から峻別し、人間活動の結果生じた廃棄物は人工系内で処理してしまうという考え方を生み出さなかったために、今日の公害激化につながったのではないかとすら考えることもあるのだが、それはともかくとして、われわれの祖先が伝えてきた文化の姿を正しく理解するためには、点的な保護思想では不十分である。

もっとも、都市計画法による「美観地区」や「風致地区」の指定は、点的な保護思想の大勢のなかで、かなり早くから面的な保護思想に立ったものといえることができようが、これが文化財保護と結びつけられて指定された例は少ないし、

る。

まず第一に、文化財保護の前提には、自然環境保護というものがないならならぬということである。文化財とは、われわれの祖先の生活を通して、現在及び将来の生活のあり方を考える手がかりを得るものであるとするならば、祖先の生活と自然とのかかわり合いをできる限りそのままの形で保存するのでなければ意味合いは薄れる。汚染された琵琶湖を前提とした近江八景は無意味であるし、山紫水明の中にあつてその京都の古寺や離宮の意味もはじめて生きてくるのである。裏山を建売住宅地造成のために削りとられてしまった鎌倉鶴ヶ岡八幡宮の姿はみじめというほかない。

第二に、面的な文化財保護を図るためには、都市計画や国土の利用に関する諸々の計画の中で、文化財保護が正しく位置づけられ、総合的、計画的に問題が解決されるのでなければならぬということである。一定の広がりを持つ町並みの景観の保護ということになれば、都市計画法体系の美観地区や風致地区などの適切な指定と地域地区規制の巧みな運用を図らなければならず、都市計画に関するプランナーと文化財保護に当たる者との密接な協力関係が必要になってくるし、

都道府県によって運用の仕方もまちまちのようだ。

こうした動きの中で、昭和四十一年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定されたが、この法律は、歴史的風土を「我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう」と定義していることでも分かるように、従来の点的な保護思想から面的なものへと飛躍的な発展を遂げている。

また、最近では、古墳などの遺跡が集中的に所在している地域について、環境整備、資料館の設置、民家の移築などを行い、その地域の文化財の一体的保存と普及活用を図る「風土記の丘」の建設が進められ、昭和四十八年度までに八か所の整備を完了しているようだ。飛鳥、藤原地域や平城宮跡などの保存事業も、かなり広域的な整備事業として行われるようになって来ている。

五

こうした点的保護から面的保護というふうな勢の中で、今後の文化財保護の課題を考えるといくつかの問題点が指摘でき

個々の文化財が立地する周辺の環境の保存や歴史的風土そのものの保存になると、都市地域、森林地域、農業地域などの区分を明確にした土地利用計画の適正な策定と厳格な土地利用の規制が不可欠である。

文化財保護の側からのこうした要請に対しては、先頃成立した国土利用計画法で配慮がなされているので紹介しておく。一つは、今後の国土利用に対する基本理念を示す条文の中に、国土の利用は、地域の文化的条件に配慮して、行うものとする文言が加えられたことである。二つは、知事が都道府県の区域を、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域に区分した土地利用基本計画を策定し、これに即して都市計画法、農振法などの個々の規制法によって適正な土地利用を図ることになっているが、その際には、「関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係地方公共団体の長は、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする」と定められていることである（同法第十条）。なお、同法では、土地に関する取り引きの許可・届け出制を導入したが、許可あるいは

取り引き中止勧告の基準の中には、取り引きにかかる土地の利用目的が、土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しているかどうか、周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものでないかどうかのチェック項目がある点も注目しておいてよいだろう。

このように、国土利用に当たつての文化財保護に対する配慮の体制は一応整っているものであり、今後は、国土利用行政に当たる者と文化財保護の立場にある者との連携が重要な課題となる。

第三に、文化財の保護は、それに最も愛着と誇りを感じている地域住民の日常生活の中で行われるべきであるということである。文化財保護法をみると、「一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない」という条文がまず目につく（同法第四条第一項）。また、文化財の指定についても文部大臣や文化庁長官の権限が強く、文化財保護というものは、官公庁主導型によって進められるもので、一般国民は、ひたすらこれに協力するという形で行われる体制になっているし、現に、そのように行われてきたと思われる。専門家による適切な指導ということももちろん必要ではあろうが、祖先の生活

を後世に伝えていく仕事は、そこに住む住民自身の手によってしか行うことが出来ないのではないだろうか。自分達の住んでいる地域は自分達の手で調べ、自然や文化財も自分達で護っていくという姿勢は、地方自治の最も基本的な精神ではないかと思う。

地元住民らの手による文化財保存運動は、近年ようやく盛り上がりを見せて来た。たとえば、木曾の旧中山道の宿場町であった妻籠では、地元住民や南木曾町役場などを中心として歴史的な町並み保存・復元に成功し、住民の郷土に対する誇りと愛着を著しく高めることになったという。昭和四十六年には、「妻籠宿住民憲章」が自主的に定められ、その町並みと周辺区域の保全のため、「売らない」「貸さない」という原則を定め、さらに昭和四十八年には、南木曾町が「妻籠宿保存条例」を制定し、周囲の自然環境をも含めた保存にのり出すことになったと聞く。

このように、地元住民からの声が日常生活化された中で地方自治体や国の適切な手助けを得ながら文化財の保護むしろ生活と文化財の共存が進められていくことを期待してやまない。

（国土庁計画・調整局長）

私立学校の振興 〔座談会〕	今村 武俊
私立学校の振興方策について 〔出席者〕 林 修三・谷村 裕・黒羽 亮一 大泉 孝・石川 茂 〔司会〕 高石 邦男	
私立大学の現状と課題	村井 資長
私立高等学校の現状と課題	堀越 克明
私立幼稚園の現状と課題 〔解説〕	大河内四郎
日本私学振興財団の事業の現況	日本私学振興財団 管理局振興課
私学助成の推移と現状	二宮 皓
アメリカ合衆国における私大助成の現状と課題 〔資料〕	鳥居 正武
私立学校振興方策懇談会報告 〔現地ルポ〕	
私学教育研究所を訪ねて	

◇戦後我が国は、文化国家として再出発してから三十年になりましたが、戦後の荒廃した国民の精神生活に潤いを取りもどそうと、昭和二十一年に第一回の芸術祭が開催されて、今年で二十九回を迎えました。その間高度経済成長に伴って文芸復興、多形の芸術開花をもたらししました。しかしながら、最近の列島改造ブームで埋蔵文化財などが乱掘の危機にさらされており、先人の残した尊い文化遺産を後世に残すとともに、十一月三日「文化の日」をば、なおいっそう国民各自が文化財愛護の自覚の精神を高めることが、文化国家の理念ではないでしょうか。

◇本号は文化の振興について特集しました。巻頭では安達文化庁長官に現代社会における日本人と文化と題して論じていただきました。座談会では、これからの国民生活と文化行政と題し、文化活動施設、地方文化育成、行政の役割などを話し合ってくださいました。また国土利用と文化財保護を下河辺局長に、アマチュアによる文化活動を加藤先生に、国民生活の変化と無形文化財の保護を本田先生に、それぞれ述べていただきました。

MEI 5170 月刊 「文部時報」 11月号 第1170号

文 部 省

昭和49年11月5日 印刷
昭和49年11月10日 発行

著作権 所有
発行所 株式会社きょうせい (帝国地方行政学会)

本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号 (郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地 (郵便番号 162)
電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京 161番
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 130円 (〒20円)
年間購読料 1560円 (〒共)

- * ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
- * なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします